

当時の自分に「差別」という語彙はなかつたと思う。もちろん「加害者」や「被害者」も。

でも言葉は知らなくても、自分が加害する側に立つたとの意識はあつた。だつていじめられたくないから。また被害の側に回りたくないから。そしてそんな自分を許せないとの思いもあつたはずだ。

日本の外国人政策をたどる

佐野 通夫

誰もが差別する。集団の一部になつたとき。できることは忘れないこと。僕のような加害者と彼女のような被害者をできるだけ少なくするために、多くの人の苦しみや痛みを知ること。現状に馴れないこと。違和感を持ち続けること。

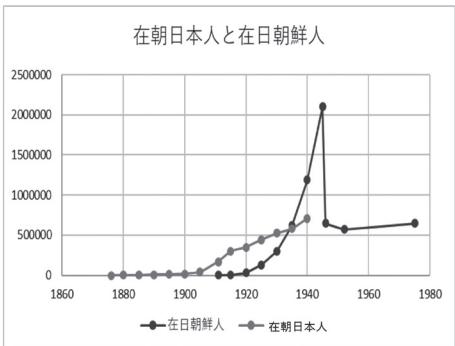
(もり・たつや／映画監督・作家)

1. 1980年代前半まで

この時期は、敗戦後現在までの80年間の前半分に当たる。この間、在日外国人というのは、ほぼ在日朝鮮人であった。日本が独立を回復する1952年まで、在日朝鮮人を統治・管理する場合は日本国民として扱い（その例として1948年の朝鮮学校閉鎖がある。その理屈は日本国籍を有するから日本の学校に通えというものであつた）、権利から排除する場合は外国人としてあつかうというものであつた。1946年12月15日に可決成立した「衆議院議員選挙法中改正」（初の「婦人」参政権といわれる）では、「戸籍法の適用を受けざる者の選挙権及び被選挙権は当分の間之を停止す」とされ、1947年5月2日に公布施行された「外国人登録令」においては「この勅令の適用については、当分の間これを外国人とみなす」とされた。

あつたので、人口比でみれば在朝日本人比率はさらに多くなる。「大陸浪人」という言葉が示すように、日本人は朝鮮半島でも中国大陸でも自由に出て行けた。これに対し、朝鮮人は「渡航証明書」等が必要（時期によって変化）で自由に日本（当時の「内地」）に出て行けたわけではない。1930年代後半に在日朝鮮人數が増加するのは、日本人男子が兵隊に取られ、日本国内の労働力が払底し、「募集」「官斡旋」「徴用」という形で朝鮮人を多数日本に連れてきたためである。日本の外国人政策はこの「日本の必要に応じて『労働力』を連れてくる」ということが継続している。

ここに見られるように、在朝日本人人が在日朝鮮人よりはるかに多い。しかも当時、朝鮮の人口は2000万、日本の人口は8000万で



0. 戦前——在朝日本人と在日朝鮮人

次のグラフを見てほしい。

ここに見られるように、在朝日本人人が在日朝鮮人よりはるかに多い。しかも当時、朝鮮の人口は2000万、日本の人口は8000万で

講和条約発効に当たつて、法務府民事局長は通達で「朝鮮人及び台灣人は、内地に在住している者を含め、すべて日本の国籍を喪失する」とした。「日本国民たる要件は、法律でこれを定める」（日本国憲法第10条）にもかかわらず、「外国人」としたのは日本の方的な「通達」であった。その結果、在日朝鮮人は「外国人」として社会保障に

おいては、ほぼ無権利状態に置かれた。その理屈は、社会保障はあなたの出身国に求めなさいというものであった。その一方、日本も多くの「移民」を送り出していたが、彼らの社会保障は滞在国に求めなさいとしていた。この当時、米軍人を除いた他の一般外国人は、ほとんど滞在することはなかつた。

このような在日朝鮮人の無権利状態が変化する契機は、1975年のベトナム戦争終結によるポートピープルの到来であった。日本もG7の要請でインドシナ難民を受け入れざるを得なくなり、1979年に内外人平等を定める国際人権規約、1981年・難民条約、1982年・「難民の地位に関する議定書」を批准し、これに伴つて1980年、住宅金融公庫・公営住宅の国籍要件を撤廃し、1982年、国民年金や児童手当を外国人に適用した。これららの権利は先に述べたように、税金は取られる一方でなんらの恩典の得られない在日朝鮮人が長年訴えてきたものであつた。1985年の外国人登録者数は85万612人、その80%（68万3313人）は中国籍朝鮮籍者、9%（7万4929人）は中国籍でその多くは台湾出身者であった。

2. 1980年代後半から現在

日本の外国人制度では、日本の中で行なうことのできる仕事を定める在留資格が定められ、それに応じた在留期間が与えられる。ここには掲載する紙幅がないので、「在留資格一覧」で検索し、法務省のページなどを見てほしい。

1970年代の買春ツアーハーの国際的批判を受けて、1980年代には日本国内へ女性たちを連れてくる業態が盛んになつた。1984年「不法就労」で検挙された外国人（4783人）中、92.7%が女性であつた。彼女らは「興行」もしくは「観光」等のビザで入国、ホステス（44.4%）、ストリッパー（11%）という名目で働き、国籍別では、フィリピン（62.4%）、タイ（23.7%）、台湾（9.7%）で構成されていた。

1989年には松山でタイ人女性が殺され、同居していた3人のタイ人の行方が分からなくなる事件が起こつてゐる。この事件は3人のうちの1人が殺人罪で逮捕・起訴されたが、その法廷通訳のひどさで有名となつた（タイに滞在したことがあるというだけでほとんど通訳のできない人が通訳人として立てられ、公判はこの「通訳人」が辞書を引く時間だけで経過したという）。

など通称3K（きつい、汚い、危険）労働に従事させるためにアジア諸国出身者を非正規滞在として入れるようになる。彼らは「観光」等の短期滞在ビザで入国し、在留資格外就労、超過滞在で働くことになり、非正規滞在という弱い立場のため、低賃金、賃金不払い、長時間労働、労災のもみ消などの不当な扱いにさらされた。この非正規滞在による労働力の「輸入」は、フィリピン人を入れた後、バングラデシュ人を入れなど、対象国を替え、日本に定着する前に順次追い出す方式で行なわれた。「不法就労」で検挙された外国人の男女比は88年に逆転し男が多くなる。日本より経済的に貧しい国の人々が「観光」で日本に入るためには入国に際して「見せ金」を用意するなど、ブローカーの存在もあつた。超過滞在で日本に滞在する外国人は1993年にピークを迎えた（29万8646人）。

バブル期の日本はさらに安定した労働力を得るために、1990年から日系2世、3世、その配偶者に就労活動に制限のない在留資格を与えた（定住）もしくは「日本人の配偶者等」。しかし、これも彼らを「労働力」としてしか見ない政策であった。1991年から92年にかけて、香川県善通寺市に暮らす11人の子どもたちが、教育委員会が就学する学校を指定しないため

に、1年以上上学校に通えない事態が報道された。彼らは「人間」として日本に来たのに、「労働力」としてしか見られていないかったのである。しかも、彼らは2008年のリーマンショックによつて職を失うと、国から1人当たり30万円、扶養家族について1人当たり20万円を受給することで、日本での再就職を断念し、母国に帰国して「同様の身分に基づく在留資格による再度の入国を行なわない」ことを約束して帰国させられている。

1993年には「技能実習」制度が開始された。これは海外への「技術移転」を名目としているので、労働法の適用を受けない。2010年、国連人権理事会「移住者の権利特別報告者」は、日本の外国人研修生・実習生制度は「現代の奴隸制」であると批判している。

2008年には「留学生30万人計画」が策定された。これは少子化による私立大学危機に対応すると共に週28時間の労働者を呼びこもうとするものでもあった。

2019年には「特定技能制度」が施行された。これは人手不足への対応として、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れるとして「特定技能1号」の場合、日本語および技能試験に合格し、日本の雇用契約があれば最長で5年まで働く

に、「同2号」は、さらに技能試験に合格した場合、在留期間の更新回数に上限がなく、1号では認められない家族帶同や永住資格の申請も可能とされている。

2024年には「育成労制度」が制定され、2027年施行見込みである（3年間の就労を通じて技能検定試験1級や特定技能1号評価試験に合格すれば「特定技能1号」とするというもの）。

2025年6月末時点の在留外国人数は、過去最高の395万6619人となり、日本の総人口の3・2%を占めることとなつた。一方、旧植民地出身者（特別永住者）の比率は7・3%に低下している。現在の国別構成は次のようである。

(1) 中国 90万0738人 (22・8%) (2)

ベトナム 66万0483人 (16・7%) (3)

韓国 40万9584人 (10・4%) (4)

リピン 34万9714人 (8・8%) (5)

パール 27万3229人 (6・9%) (6)

ドネシア 23万0689人 (5・8%) (7)

ラジル 21万1229人 (5・3%) (8)

ンマ 16万0362人 (4・1%) (9)

リランカ 7万3067人 (1・8%) (10)

台湾 7万1125人 (1・8%) その他 61万6399人 (15・6%)

これに伴い、日本国籍者と外国籍者の結婚も増加し、1980年時点では婚姻総数

の1%未満であったものが、2002年には5%（東京では10%）となつていて。

3. 日本には外国人政策はない

このように日本にあるのは、「入管政策」（外国人をどう入れて、どう労働力として使うか）だけで、外国人と共に生きる政策はない。

2010年の高校「無償化」政策からは朝鮮学校が外された。2025年の自公維の高校「無償化」案では外国人学校全体を除外しようとしている。そればかりでなく、日本の学校にいる生徒も「永住」するか否かで除外すると言つてている。高校の現場では、教員や職員に生徒の国籍、ましてや在留資格は分からぬ。どう区別しろと言うのだろうか。

「家族滞在」の子どもは日本で生まれ育つても、家族が在留資格を失えば、同時に日本から追い出される。日本の小・中・高校すべてを卒業し、「大学等卒業後に日本国で就労し、定着する意思がある」という条件を全て満たさないと奨学金を受けることもできない。

2026年1月4日の「東京新聞」は日本国内の20代人口に占める外国人住民の比率が2015年の4・1%から25年には9・5%に達していると報じている。外国人住

民の3分の2は30代以下で、日本の社会保険制度に加入するため、年金財政について外国人が多いほど収支は改善すると推計されている。2025年参議院議員選挙で喧伝された「外国人ただ乗り論」などは全くのたらめである。これまで見たように、日本の外国人は入管当局によつて厳しく管理され、在留期限付きの形で滞在している。そして1980年代までは在日朝鮮人が願つても加入できなかつた社会保険に逆に強制加入させられているので、若くて病気をしない人間が健康保険料を払い、年金受給時には日本にいる保障がなくとも年金保険料を納めている（年金については条件により脱退一時金が支払われるが）。

「永住」という在留資格についても真の意味では「永住」でない。日本の永住資格は在留期限が付されていないというだけの意味であり、国外に出るには入管に「再入国許可」を申請しなければならない。許可された再入国期限までに日本に戻ることができなければ、それまでの在留資格を失うことになる（これが悪用されたのが、1980年代の外国人登録法の指紋不押捺に対する「再入国不許可」処分であつた）。そして日本で生まれた、永住資格者の子についても永住資格すら保障されない。

このように日本の入管政策においては、

在留資格と在留期限という形で、入管（日本政府）の思いのままに外国人の在住を左右できることが基本的な問題である。そして日本の必要によつて必要な「労働力」として日本に入れ、追い出される。「労働力」となるまでの基礎教育、老後の生活保障等の社会費用は出身国に負担させているのである。一方、これまで述べた外国人には日本に駐留する米軍人は含まれていない。彼

（さの・みちお／元大学教員）

外国人労働者なしには 経済も生活も成り立たない

外国人労働者を締め出す高市政権

高市政権は、これまでの外国人労働者の受け入れを徐々に拡大する方針から厳しく制限する方針に転じている。経済合理性ではなく排外主義的国民統合（「日本人ファースト」）を優先しようとする。

しかし、「違法行為やルールからの逸脱」が何を指し、どれほどあるかは明確にされていない。根拠のない憶測による多くの誤情報・偽情報がSNS上で氾濫している。

曰く、外国人が増えて凶悪犯罪が頻発し治安が悪化。だが、実際には外国人はこの20年間で2倍近く増えたが、その刑法検挙件数は64%も減少した。曰く、生活保護の3分の1は外国人が受給。だが、実際には外国人の受給世帯は4万7317世帯、受給世帯全体のわずか2.9%、1ケタ違う！ 曰く、外国人の国保料未納が年間4000億円。実際の未納額は日本人を含

らは日本の入管法の外で自由に行動できるのである（米軍基地から出入国する米大統領も思い出されたい）。

*さらに詳しく学びたい方は、在日本朝鮮人権協会『人権と生活』VOL. 61が「戦後日本の在日外国人政策とその『思想』を考える」特集を組んでいるので参照されたい。

白川 真澄